

令和4年4月7日

保護者各位

幸田町立幸田中学校長

山 中 剛

「弾道ミサイル発射による全国瞬時警報システム（Ｊアラート）発信時の学校・家庭での対応」  
についてのお知らせ

日頃は本校の教育に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、北朝鮮による弾道ミサイルが発射された際、政府は、Ｊアラートにより国民に緊急情報  
伝達することとしています。

そこで、本校における弾道ミサイル発射によるＪアラートの緊急情報が愛知県に発信された場  
合の授業の取扱い等を下記のとおりとします。

つきましては、（児童）生徒の安全確保に向け、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 登校前にＪアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合

○ （児童）生徒は自宅待機とします。ただし、その後の対応は、次のとおりです。

① 「日本の領土・領海内へ落下した」場合

・ 自宅待機を継続します。

② 「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た、又は、日本の領海外へ落下した」場合

・ 自宅待機を解除します。→（児童）生徒は速やかに登校します。

#### 2 登下校中にＪアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合

○ （児童）生徒は通学班ごとに安全確保の対応をとります。（裏面参照）ただし、その後の  
対応は、次のとおりです。

① 「日本の領土・領海内へ落下した」場合

・ 自宅又は学校のうち近い場所へ向かいます。

② 「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た、又は、日本の領海外へ落下した」場合

・ 登校中は学校へ、下校中は自宅へ向かいます。

※（児童）生徒は通学路の途中にすることが予想されます。（児童）生徒の安全確保への  
御協力をよろしくお願いいたします。

#### 3 学校活動中にＪアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合

○ （児童）生徒は学校活動を中断し、安全確保のための対応をとります。ただし、その後の  
対応は、次のとおりです。

① 「日本の領土・領海内へ落下した」場合

・ 安全確認ができるまで校内の安全な場所で待機をします。また、安全確認ができ次第、  
学校活動の継続等を行います。

② 「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た、又は、日本の領海外へ落下した」場合

・ 学校活動を再開します。

#### 4 その他

・ 全ての場合において、幸田町教育委員会と学校より配信メールによる連絡を行います。

・ 弾道ミサイル発射によるＪアラートの緊急情報が愛知県に発信されるのは、「中部・近  
畿・中国地方」への落下または通過が予測される場合です。